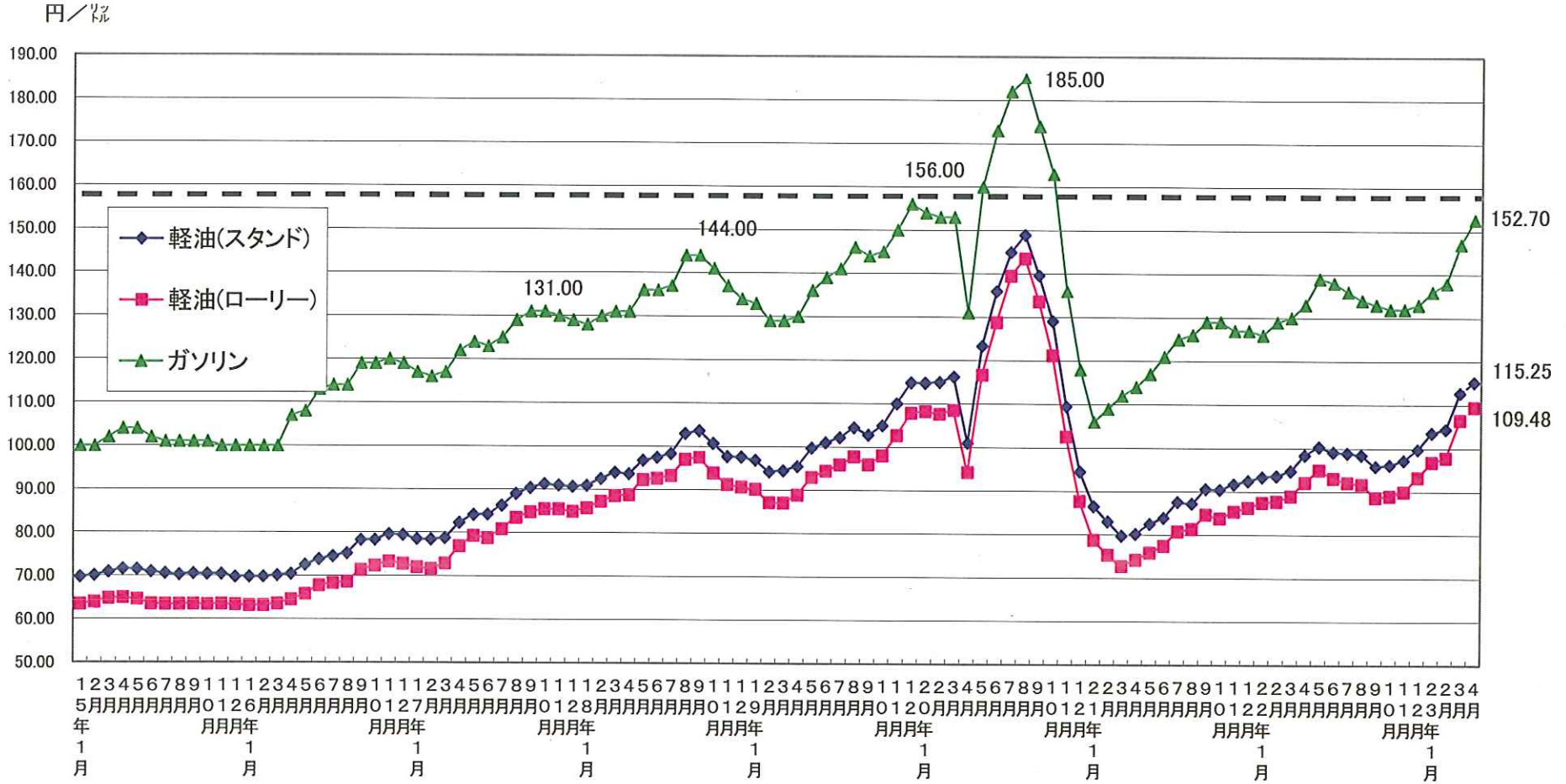


# 最近の軽油価格高騰とサーチャージ制度 について

国土交通省自動車交通局貨物課

平成23年6月15日

# 軽油・ガソリン価格の推移



※軽油価格は全ト協調査価格(消費税抜)。価格は各月の平均値。  
 ※ガソリン価格は石油情報センター調査価格(消費税込)。価格は毎月10日調査価格。(23年4月分は25日調査価格)

## トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン制度について

### 燃料サーチャージ：燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度

現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用する。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が鎮静化した場合にはこれを廃止する。

実際にトラック運送事業者が別建て燃料サーチャージ制度を導入するか否か、また、その別建て燃料サーチャージの決定額については、事業者自体の判断による。

### 【燃料サーチャージを導入する場合の設定方法】(貸切運賃の場合)

#### (1) 基準となる燃料価格の設定

燃料サーチャージが燃料価格の変動幅を基に算出することから、現行の荷主企業と運賃契約を交わした時点の燃料価格や届出運賃時点の燃料価格等を基準価格として設定。

#### (2) 燃料サーチャージの改定及び廃止の設定

燃料価格は短期間、極端には日々変動するため、その都度改定するのではなく、ある一定の軽油価格帯を設定し、その軽油価格帯における算出上の燃料価格の上昇額を決めておく。また、改定及び廃止する場合の条件を、設定時に明確に荷主企業に示しておく必要がある。(表参照)

#### (3) 車両燃費の把握

燃料サーチャージ額を決めるために、自社の車両の燃費を把握します。

#### (4) 燃料サーチャージの額の算出

- ① 燃料価格上昇額を現在の軽油価格帯に対応させ、燃料価格上昇額を算出する。
- ② 距離制・時間制運賃に対応した燃料サーチャージ額を算出。

#### 【距離制貸切運賃に対応した燃料サーチャージ額の算出】

燃料サーチャージ額 = 走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

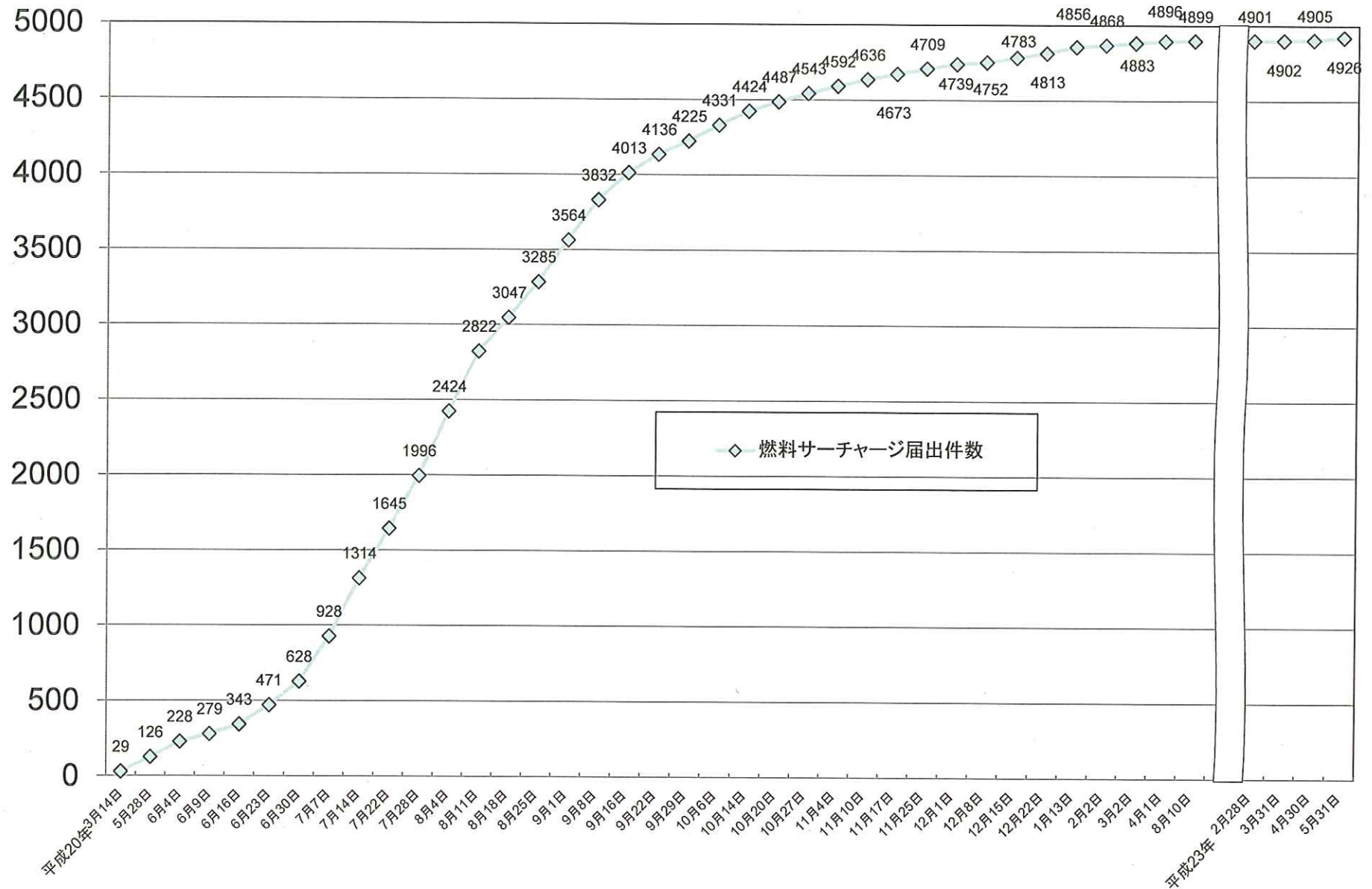
燃料サーチャージ価格変動表例

改定する価格帯 (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ算 出上の価格(C)	算出上の燃料価格 上昇額(D)=C-B
(B)未満	〇〇円	サーチャージを廃止	
(B)~〇〇円未満		(A欄に示す幅の平均値)円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇~〇〇円未満		〇〇円	〇〇円

# トラック運送業における燃料サーチャージ制運賃届出件数の推移

平成23年5月31日時点

(件数)



## 燃料サーチャージ制運賃届出状況

平成23年5月31日現在

運輸局	届出件数	事業者数			車両数		
		届出 事業者数	管内 事業者数	割合 (事業者数)	管内事業者 保有車両数	届出事業者 保有車両数	割合 (車両数)
北海道	481	472	3,781	12%	71,875	25,514	35%
北陸信越	363	354	3,080	11%	56,252	24,353	43%
東北	674	664	4,791	14%	74,818	41,391	55%
関東	769	754	19,835	4%	338,442	128,648	38%
中部	727	698	7,199	10%	159,596	65,586	41%
近畿	755	751	9,798	8%	166,558	65,434	39%
四国	487	481	2,416	20%	34,517	18,323	53%
中国	164	158	4,505	4%	68,908	24,533	36%
九州	472	444	6,340	7%	104,689	33,481	32%
沖縄	5	3	967	0%	6,959	252	4%
合計	4,926	4,808	62,712 <sup>※</sup>	8%	1,082,614 <sup>※</sup>	427,515	39%

※21年度末現在